

篠栗町協働のまちづくり事業補助金 申請の手引き

篠 栗 町

まちづくり

「まちづくり」とは、みんなが『住んで良かった、住み続けたい』と思える町を築き上げることです。

住民それぞれが「まちづくり」を進める一員として、行政と手を携えて取り組んでいくことが重要です。

協働のまちづくり

「協働のまちづくり」とは、住民、事業者、行政が協力し、それぞれの得意分野でそれぞれの能力を生かして知恵を出し合い、地域の課題を解決しながら、共に「まちづくり」に取り組んでいくことです。

協働のまちづくり事業補助金

住民の皆さんへの「まちづくり」への「思い」を実現するための自主的な活動「まちづくり事業」を支援するために、町が補助金を交付します。

どんな制度なんだろう・・

1. 対象団体

 どうすれば補助金が 交付されるの?

A まずは、 団体を作りましょう



団体は(1)~(5)のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 住民自治組織(行政区、組合、小学校区単位の団体、地域の自治会、 子ども会育成会、老人クラブなど地域を基盤とした団体)
- (2) ボランティア団体、NPO団体
- (3) 教育、芸術、文化、スポーツ団体
- (4) 商業、農業、経済団体
- (5) 地域の活性化を目的とする団体
- ○団体は、原則として5人(2世帯)以上で構成。
- 代表者は20歳以上の町内居住者か通勤者であること。 (年齢構成は問いません)
- ○補助の対象とならない団体
 - ・宗教上の教義を広め、信者を教化育成することを目的とする団体
 - ・政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする団体
 - ・特定の政治家や政党を推薦又は反対することを目的とする団体
 - ・暴力団及びその関係団体
 - ・その他補助の対象として適当でない団体



2. 対象事業

A 要件を満たす必要が ありますが、 分野は問いません くとんなまちづくりが 補助金をもらえるの?



事業は(1)~(5)の全てに該当する必要があります

- (1) 町において地域の活性化を図り、又は地域の特色を活かす
- (2) 住民の労力提供がある
- (3) 公共性のある
- (4) 町の他の補助金などの交付を受けていない
- (5) 法令などに違反しない
- ○自ら進んで取り組む活動であれば事業の分野は問いません。 道路・河川・公園などの環境美化、子育て支援、青少年健全育成、防災・防犯活動、 高齢者・障がい者支援、地域おこし、その他「まちづくり」に関する全ての事業が 対象です。
- ○補助対象事業は、地域の新たな活性化を図る事業です。 既に地域に定着した活動となっている運動会やお祭りなどは対象としません。



- ○事業の大部分を他の団体や専門家に任せるのではなく、 住民の知恵と力を出し合うことが必要です。
- ○活動の効果が、地域に波及する公共的な事業であることが必要です。 活動の効果が特定の個人や団体に限定される事業は対象としません。

3. 対象経費

ı	項目	対象となるもの	対象とならないもの
	原材料費	事業に直接必要な原材料費	配布してしまうだけの種子・苗など。
	旅費	講師、出演者などの交通費、宿泊費(町の基準)	団体内部講師・出演者などの交通費、宿泊費。
	通信運搬費	事業の実施に要する送料など。	電話代、案内状・お礼状などの郵送料は、 事務費に含まれる。
	燃料費	作業などに必要な車両、機械などの燃料費。	連絡用車両の燃料費は、事務費に含まれる。
	保険料	参加者の傷害保険料など。	
	報償費	外部講師や出演者、専門的技術を有する協力者 への謝金。	団体内部講師・出演者への謝金 イベントなどにおける賞金、賞品、参加賞など。
	使用料及び 賃借料	事業に要する会場使用料。 作業に必要な車両や機械、ステージやテントなど 備品の借り上げ料。	
	印刷製本費	ポスター、チラシなどの印刷費。 コピー、印刷機の使用料。	申請書や報告書(写真を含む)の印刷費、 コピー代は、事務費に含まれる。
	消耗品費	1.4%4 51. ()	作業服、靴など本来個人で購入すべき物品。 配布してしまうだけのティッシュ、ボールペンなど の啓発用品。 申請書や報告書の作成に必要な文具などは、 事務費に含まれる。
	食糧費	作業参加者のお茶、菓子などの購入費 (1人当たり200円まで)。	団体構成員のみでの会議などのお茶、菓子など
	事務費	申請書や報告書の作成費用、事務連絡用電話 代、郵便代、車両の燃料費など。 補助対象事業費の合計額の10%を限度として計 上できる。	団体の経常的な事務や業務などに使用する物品・通信運搬費・印刷製本費などは補助対象となりません。

補助金は1事業につき30万円を限度として、対象経費の全額を交付します。



- ・団体の経常的な事務や業務等に使用する物品・通信運搬費・印刷製本費等は対象となりません。
- ・事業の一部又は全部を他の事業者等に請負わせる経費(賃金、工事請負費、委託料など)は、補助の対象となりません。
- ・机、椅子、テント、草刈り機、車両、その他機械等、備品と認められる物の購入費は、補助の対象となりません。

4. 申請方法

文 実際に申請 してみたいんだけど

A 不明な点があれば お手伝い致します



申請を希望する団体は、奇数月(5、7、9、11、1、3月)の10日までに申請書を提出してください。

その月末に開催する篠栗町協働のまちづくり推進協議会で申請内容の審査を行い、結果に基づいて補助金の交付を決定します。

必要な書類は、篠栗町役場まちづくり課窓口で配付するほか、

篠栗町ホームページからダウンロードできます。

(<a href="http://www.town.sasaguri.fukuoka.jp/" 篠栗町役場で検索)



ポイン

○申請のときに必要なもの

- 1 交付申請書
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 団体に関する調書



ご相談はお気軽に

支出が認められるのは、交付決定日以降です。

例えば7月末に実施を予定する場合、5月10日までに書類を提出する必要があります。

書類提出日 協議会 交付決定日 支出可能な期間 実績報告日

5. 実績報告

○事業が完了したら?

A 報告書の提出が 必要です



事業が完了したら、実績報告書を提出します。 篠栗町協働のまちづくり推進協議会において、その内容や経費の適正さの 審査を行い、その結果に基づいて補助金の額が確定します。

○報告のときに必要なもの

- 1 実績報告書
- 2 事業報告書
- 3 収支決算書(領収書の写しを添付)
- 4 実施写真及び資料など



6. 補助金の決定・確定

補助金は1事業につき30万円を限度として、対象経費の全額を交付します。 申請書や報告書を基に、篠栗町協働のまちづくり推進協議会で話し合いが 行われます。



篠栗町協働のまちづくり推進協議会

各種団体の代表者及び一般公募による10名程度の町民代表で 組織し、まちづくりに関する協議を行います。

- ○補助金対象事業の審査及び評価
- ○まちづくりに関する提案や取組み

7. 事業の流れ

(①、③、④、⑥については申請者が実施します。)

①交付申請書の提出

②審査・補助金交付決定

③まちづくり事業の実施

④実績報告書の提出

⑤審査・補助金額の確定

⑥補助金請求

⑦補助金交付

交付決定後に、 決定額の80%を限度額として 概算払いが可能です。



応募締め切りは、奇数月の10日です。 事業を行いたい日の前月又は前々月の10日までに申請書を提出してください。

必要があれば、交付決定額の80%を限度に補助金の概算払いが受けられます。

活動内容などは、広報ささぐりや町ホームページを公開することがあります。





不明な点があれば何でもご相談ください。 可能な限りお手伝いいたします。

篠栗町協働のまちづくり事業補助金 問い合わせ・相談窓口 篠栗町役場まちづくり課(役場2階14番窓口)

TEL 947-1111 Fax 947-7977 Mail machidukuri@town.sasaguri.lg.jp